

いわゆる「プレジャーボート」に係る免税軽油使用者証等の交付を受けている方へ

令和7年4月
兵庫県

船舶に係る軽油引取税の課税免除の特例措置については、地方税法等の改正により、一定のレクリエーション（業として行うものを除く。）の用に供する船舶（いわゆる「プレジャーボート」※）が適用対象から除外されました。

※いわゆる「プレジャーボート」とは...釣りやクルージングなどのマリンレジャー等に使用されるレクリエーション用船舶のこと

令和7年4月1日以降、免税軽油使用者証の返納や報告等の提出などの手続きが必要です。

・免税軽油使用者証及び免税証について

令和7年4月1日以降、いわゆる「プレジャーボート」は免税軽油の対象外となりました。有効期限を過ぎた免税軽油使用者証及び免税証は速やかに県税事務所に返納してください。

・令和7年3月31日時点の在庫（残油）について

令和7年3月31日時点の免税軽油の在庫（残油）は免税軽油使用者証記載の機械以外に使用することはできません。免税軽油を免税軽油使用者証記載の機械以外に使用する場合（積替えたエンジンで免税軽油を使用する場合を含む）や譲渡する場合は課税となり、事前の手続きや納税が必要になりますので、県税事務所へお問い合わせください。

免税軽油使用者等に違反、不正等の行為があった場合は、罰則規定が設けられていますので注意してください。

・報告書等の提出について

免税軽油の在庫（残油）がなくなるまでの期間については、免税軽油の引取り等に係る報告書等の提出が必要です。

手続きについてご不明な点がございましたら、免税軽油使用者証の交付を受けた県税事務所にお問い合わせください。